

2025年8月8日
株式会社USEN TRUST

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う 災害により被害を受けられた皆さまへ

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704
※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2025年9月9日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
石川県	金沢市	8月7日
鹿児島県	薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市	
山口県	宇部市	8月10日
熊本県	熊本市（救助実施市）、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町	
福岡県	福津市	8月10日